

# 国際物理オリンピック 2022 組織委員会 規則

2018年5月9日理事会決定

2018年6月29日一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会定款 第1章 総則 第3条1項及び2項(目的・事業)理事会の規定に基づき、国際物理オリンピック 2022 日本大会—英文名称:International Physics Olympiad 2022—(以下「IPhO2022」という。)組織委員会(以下「組織委員会」という。)に関する事項について定める。

## (IPhO2022 日本大会)

第2条 IPhO2022 日本大会 は、IPhO2022 協会の主催、日本物理学会、応用物理学会、日本物理教育学会(以下「物理関連3学会」)の共催によって実施する。

今後、上記以外の関連団体の共催・後援・協賛を得ることがある。

## (組織委員会)

第3条 IPhO2022 協会に設置する国際物理オリンピック 2022 組織委員会(以下「組織委員会」)は、物理関連3学会、東京理科大学、東京大学及び科学技術振興機構の支援・協力のもと、IPhO2022(日本大会)に関する重要事項を審議する。

## (審議)

第4条 組織委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) IPhO2022 の企画、業務運営、
- (2) 国際物理オリンピック委員会及び国内の関連機関との連絡・連携
- (3) IPhO2022 の実施のための準備活動
- (4) IPhO2022 の実施のための資金調達
- (5) その他 IPhO2022 の円滑な実施の為に必要な事項

## (専門委員会)

第5条 組織委員会を円滑に遂行するため、組織委員会に次の専門委員会を置く。

- (1) 実行委員会
- (2) 科学委員会
- (3) 募金委員会

### **(運営幹事会)**

第6条 組織委員会に、第4条第1項(2)から(4)の委員会（以下「専門委員会」という。）相互間の連絡調整及び審議の結果について総合調整（以下「調整」という。）を行うために、運営幹事会を置く。

- 2 運営幹事会は、第4条第1項(1)における調整を行うため、専門委員会における審議の結果について、報告を求める。
- 3 運営幹事会は、調整した結果を組織委員会に報告する。報告は、書面、若しくは、電子媒体等で行うことができる。

### **(委員会の構成及び任命等)**

第7条 組織委員会は30人以内の委員で構成する。

- 2 委員及び専門委員は、学識経験者又は有識者から、IPhO2022 会長が任命する。

### **(委員の任期等)**

第8条 委員の任期は2年とし、再任されることができる。

- 2 欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、任命を解くものとする。

### **(委員長等)**

第9条 組織委員会に委員長（以下「組織委員長」という。）を置き、組織委員長はIPhO2022 協会会長を充てる。

- 2 組織委員長は、組織委員会の会務を総理する。
- 3 組織委員会を円滑に運営するため、組織委員会に副委員長及び幹事を置く。
- 4 副委員長及び幹事は、組織委員長が指名する。
- 5 指名された副委員長及び幹事は、組織委員長を補佐する。
- 6 組織委員長に事故があるときは、幹事はその職務を代理し、組織委員長が欠けたときはその職務を行う。

### **(専門委員会・運営幹事会への分属等)**

第10条 専門委員会に分属する委員は、組織委員長が指名する。

- 2 専門委員会に委員長を置く。  
なお、募金委員会においては、複数の委員長を置くことができる。
- 3 専門委員会の委員長は、組織委員長が指名する。

- 4 専門委員会の委員長は、専門委員会の会務を掌理する。
- 5 運営幹事会に幹事を置き、幹事は、組織委員長の命を受けて、運営幹事会を掌理する。
- 6 運営幹事会には、組織委員長及び幹事のほか、専門委員会委員長、組織委員長が指名する委員で構成する。
- 7 また、運営幹事会には、共催団体である物理関連 3 学会からの推薦に基づき、専門委員を配置することができる。

#### (守秘義務等)

- 第 11 条 委員及び専門委員は、審議に関する重要事項について他に漏らさない。特に、科学委員会における審議事項及び募金委員会における個人情報に係る部分については、厳密に注意しなければならない。
- 2 会長は、委員が前項の規定に違反した場合、その他、委員たるに相応しくないものと認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

#### (議事)

- 第 12 条 組織委員会は、組織委員長が招集する。
- 2 運営幹事会は、組織委員長の命を受けて幹事が招集する。
  - 3 組織委員会及び運営幹事会（以下「組織委員会等」という。）は、委員の構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
  - 4 組織委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、組織委員会の場合は組織委員長が、運営幹事会の場合は幹事がその議を決する。
  - 5 但し、前 3 項に関わらず、組織委員長又は幹事への委任状の提出をもって組織委員会等への出席に代えることができる。この場合においては、当該委員の議決権の行使は、組織委員長又は幹事に一任したものとする。

#### (庶務)

- 第 19 条 組織委員会等の庶務は、IPhO2022 協会事務局が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、西暦 2020 年（平成 32 年）3 月 31 日までとする。